

平成 19 年 7 月 30 日

「不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書」

不動産投信発行者名	トッ プ リ ー ト 投 資 法 人
代 表 者 名	執 行 役 員 土 田 京 一 (コード番号:8982)
投資信託委託業者名	トッ プ リ ート・ア セ ッ ツ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 遠 藤 晋 民
問 合 せ 先	取締役企画・管理部長 林 弘 幸
	TEL. 03-3243-2181

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

本投資法人は、業務執行状況等の報告体制を確立することなどにより、業務運営を監督する役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。また、本投資法人が資産運用会社との間で締結した資産運用委託契約には、資産運用会社が本投資法人の規約に従って投資運用ガイドラインを作成すること、本投資法人が委託業務に関して報告を要求した場合、資産運用会社はかかる要求に従い報告を行うこと、及び資産運用委託契約、投資運用ガイドライン及び資産運用会社の内部規則に従って本投資法人の資産の運用を行うことなどを定めコンプライアンス等に関するガバナンス体制を構築しています。

資産運用会社は、運用理念の一つとして「投資家指向の運用体制」を掲げ、コンプライアンスおよびリスク管理を徹底する内部管理体制の構築に努めています。これらに基づき資産運用会社では、内部統制システム構築の基本方針及びコンプライアンスに関する各種規程を制定する他、コンプライアンス室やリスク・コンプライアンス委員会を設置するなど強固なコンプライアンス体制を構築しています。コンプライアンスに関する事項等に関しては概要以下のとおりとなっています。なお、コンプライアンス室及びリスク・コンプライアンス委員会の役割等については、後記 2. (3) <運用体制>をご参照下さい。

① コンプライアンスに関する事項

- (i) 資産運用会社は、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス室長が、社内のコンプライアンスに関する事項を統括します。コンプライアンス室は、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令やルールを遵守する企業風土を醸成することに努めます。
- (ii) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムはコンプライアンス室により作成され、取締役会において制定及び決定され、コンプライアンス・プログラムの進捗状況は定期的に取締役会に報告されます。

- (iii) コンプライアンス室は、「投資運用ガイドライン」及び各種計画の決定及び見直し、各運用計画の実行段階において、コンプライアンスの観点から審査を行います。審査の結果コンプライアンス上問題点が発見された場合には、立案部署に対し差し戻すものとします。またコンプライアンス室長が必要と認める場合は、代表取締役社長を通じてリスク・コンプライアンス委員会を招集し審議を行います。
- (iv) コンプライアンスに関する重要な事項は、コンプライアンス室と協議し、また必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会を招集の上協議決定を行い、取締役会へ報告又は付議するものとします。

② 内部監査等に関する事項

- (i) 資産運用会社の監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した会社の機関として、取締役の職務の執行を監査し、違法な事態を未然に防止することに努めます。
- (ii) 監査役は、監査又は調査等の結果、法令等に違反する事実又は著しく不当な事実を発見した場合並びにそのようなおそれがあると認められる場合には、取締役に対し、必要な勧告、助言又は意見の表明を行います。
- (iii) また、監査役は取締役会に出席し、資産運用会社の重要事項の決定に対し必要な意見の表明を行います。
- (iv) 上記に加え、資産運用会社は「社内検査規程」を制定し、法令・諸規則及び資産運用会社の諸規程違反並びに事故の発生を防ぐとともに、業務改善・能率向上・経営合理化に資することを目的として、コンプライアンス室及び各部長が、定期的に、業務遂行及び事務処理の状況の検査を行います。また、「内部監査規程」を制定し、コンプライアンス室長等の内部監査責任者が、定期的に、内部管理態勢等の適切性及び有効性を検証し、被監査部門の事務処理等の問題点の発見及び指摘並びに内部管理態勢の評価、問題点の改善方法の提言等を行います。

(2) 投資主の状況

平成 19 年 4 月 30 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数 (口)	比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	—	10,545	6.80
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	—	9,763	6.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	—	7,090	4.57
株式会社池田銀行	—	6,850	4.42
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	—	5,853	3.78
株式会社常陽銀行	—	4,157	2.68
富士火災海上保険株式会社	—	4,117	2.66
アメリカンライフインシュアランスカンパニージーエイ一エル	—	3,847	2.48
ザ バンク オブ ニューヨーク トリー ティー ジャステツク アカウント	—	3,537	2.28
住友信託銀行株式会社	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主、トップリート・アセットマネジメント株式会社と不動産等の仲介情報提供に関する協定書、ウェアハウジング機能の提供に関する協定書を締結	3,176	2.05
株式会社新日鉄都市開発	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主、トップリート・アセットマネジメント株式会社と不動産等の情報提供に関する協定書、ウェアハウジング機能の提供に関する協定書を締結	3,162	2.04
王子不動産株式会社	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主、トップリート・アセットマネジメント株式会社と不動産等の情報提供に関する協定書、ウェアハウジング機能の提供に関する協定書を締結	3,162	2.04
株式会社北洋銀行	—	3,112	2.01
株式会社広島銀行	—	3,060	1.97
野村信託銀行株式会社 (投信口)	—	2,305	1.49
合計		73,736	47.57

(注) 発行済投資口の総数に対する所有口数の割合は、小数点第 3 位を四捨五入して記載しております。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

平成 19 年 7 月 30 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数(株)	比率(%)
住友信託銀行株式会社	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主	2,280	38
株式会社新日鉄都市開発	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主	1,860	31
王子不動産株式会社	資産運用会社であるトップリート・アセットマネジメント株式会社の主要株主	1,860	31
		6,000	100

(4) 投資方針・投資対象

第 2 期「有価証券報告書(平成 19 年 7 月 27 日提出) 第一部 ファンド情報—第 1 ファンドの状況—2 投資方針」をご参照下さい。

(5) スポンサーに関する事項

①スponsa企業グループの事業の内容

<住友信託銀行株式会社>

住所 大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号

代表者 取締役社長 森田 豊

事業内容および企業グループの概要

第 136 期有価証券報告書「第一部 企業情報」-「第 1 企業の概況」-「3 事業の内容」乃至「4 関係会社の状況」を
ご参照下さい。

<株式会社新日鉄都市開発>

住所 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

代表者 代表取締役社長 正賀 晃

事業内容 (i) 不動産販売事業 マンション・戸建住宅・宅地の販売

(ii) 不動産賃貸事業 オフィスビル・商業施設

(iii) その他事業 大規模遊休地開発、市街地再開発、仲介・コンサルティング・

新日鉄都市開発グループの概要(平成 19 年 3 月末時点)

会社名	業務内容
株式会社日鉄コミュニティ	建物管理受託
三興建設株式会社	建築工事請負
株式会社テイスト・ライフ	飲食施設受託運営
株式会社エヌエス・ビジネスサービス	オフィスサービス業務受託
日鉄保険サービス株式会社	保険代理
株式会社エリアサービス	建物管理受託
株式会社豊の国エヌエス・マネジメント	ビル賃貸
NL Zama Corporation	不動産賃貸
株式会社幕張テクノガーデン	ビル賃貸・管理
株式会社アーバンセキュリティ	警備受託
株式会社アステム	商業施設賃貸
トップリート・アセットマネジメント株式会社	投資法人資産運用業
株式会社シーサイドスパ	温浴施設運営

<施設運営業>

(株)シーサイドスパ (温浴施設)

<投資法人資産運用業>

トップリート・アセットマネジメント株

<飲食施設受託運営>

(株)テイスト・ライフ

<特定の不動産賃貸業>

(株)豊の国エヌエス・マネジメント
(株)幕張テクノガーデン
(株)アステム
NL Zama Corporation

新日鉄都市開発

<不動産販売業(マンション・戸建・宅地)>

<不動産賃貸業(オフィスビル・商業施設)>

<大規模遊休地開発、市街地再開発>

<仲介・コンサルティング・鑑定>

<不動産付随業務>

(株)日鉄コミュニティ (建物管理)
(株)エリアサービス (建物管理)
(株)エヌエス・ビジネスサービス(オフィスサービス)
三興建設(株) (建築工事請負)
日鉄保険サービス(株) (保険代理)
(株)アーバンセキュリティ (警備)

<王子不動産株式会社>

住所 東京都中央区銀座五丁目 12 番 8 号

代表者 代表取締役社長 山田 信雄

事業内容 (1)住宅開発事業 マンション事業、宅地・建売住宅分譲事業

(2)不動産管理事業

(3)保険事業

(4)建設事業

王子不動産グループの概要(平成 19 年 3 月末時点)

会社名	業務内容
王子製紙保険サービス株式会社	損害保険代理業

②スポンサー企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

(i) パイプライン・サポートに関する協定書

本投資法人及び資産運用会社は、株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社それぞれとの間で「不動産等の情報提供に関する協定書」を締結し、住友信託銀行株式会社との間で「不動産等の仲介情報提供に関する協定書」を締結しています。

これにより、本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー企業から不動産等の仲介情報のほか、株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社からは、両社及び両社のグループ企業がそれぞれ保有又は開発する不動産等の売却に関する情報を速やかに入手し、投資に向けた検討をすることができます。

<不動産等の情報提供に関する協定書の概要>

(新日鉄都市開発及び王子不動産が有する不動産等の譲渡にかかる情報提供)

株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社がそれぞれ保有又は開発する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する可能性がある不動産等を売却しようとする場合、両社は資産運用会社に当該不動産等に関する情報を速やかに提供するよう努めるものとし、売買条件について基本的に合意した場合、両社は売買契約締結に向けて誠実に協議するものとする。

(グループ会社が有する不動産等の譲渡にかかる情報提供)

株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社は、それぞれのグループ会社(各々の親会社及びかかる親会社の連結子会社並びにそ

れらの関係会社をいう。以下同じ。)が保有又は開発する不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合する可能性がある不動産等を売却する意向であることを知った場合には、資産運用会社に対し当該不動産等に関する情報を提供することについて当該グループ会社の了解が得られるよう努めるものとし、売買条件について基本的に合意した場合、資産運用会社は売買契約締結に向けて誠実に協議し、両社はそれぞれ当該グループ会社をして売買契約締結に向けて必要な協力をを行うものとする。

(不動産等の売却に関する仲介情報の提供)

株式会社新日鉄都市開発及び王子不動産株式会社は、それぞれ不動産等の売却に関する仲介情報を得た場合で、かつ当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合する可能性があると判断する場合には、当該情報の提供が可能な限りにおいて資産運用会社に当該情報を速やかに提供するよう努めるものとする。

<不動産等の仲介情報提供に関する協定書の概要>

住友信託銀行株式会社は、不動産等の売却に関する仲介情報を得た場合で、かつ当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合する可能性があると判断する場合には、当該情報の提供が可能な限りにおいて資産運用会社に当該情報を速やかに提供するよう努めるものとする。

なお、両協定書において各社が独自の裁量によって、その入手した情報の取扱いについての決定をするものと定められています。

(ii) ウエアハウジング機能の提供に関する協定書

本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー企業3社との間で「ウェアハウジング機能の提供に関する協定書」を締結し、これにより、本投資法人の取得機会を幅広く確保し、機動的な物件取得を図ります。

<ウェアハウジング機能の提供に関する協定書の概要>

資産運用会社は、スポンサー企業にウェアハウジング機能の提供を依頼する場合には、その理由、当該不動産等の概要、本投資法人による当該不動産等の取得予定時期(原則として6か月を超えないものとする。)及び取得計画を提示し、スポンサー企業はこれを誠実に検討し、かかる依頼に応諾するか否かを、資産運用会社に対して遅滞なく通知するものとする。

スポンサー企業が上記依頼に応諾した場合には、スポンサー企業の指定する法人(特別目的会社等)は、資産運用会社の依頼に係る不動産等を取得し保有するものとし、スポンサー企業は、当該不動産等を取得するに際し必要な協力(スポンサー企業の指定する法人への投融資又は当該不動産を取得するためのスキーム組成等を含むが、これらに限らない。)を行うものとする。

スポンサー企業は、スポンサー企業の指定する法人が上記に基づいて不動産等を取得した場合、ウェアハウジング期間を経過するまでの間

は、原則として、提示された取得計画に基づきスポンサー企業の指定する法人に対して当該不動産等の本投資法人への譲渡について、資産運用会社と優先的に交渉を行わせるよう努めるものとし、資産運用会社と売買条件について基本的に合意した場合、スポンサー企業の指定する法人に売買契約締結に向けて誠実に協議させるよう努めるものとする。

(iii) スポンサー企業グループと投資法人の投資対象の棲み分け或いは重複の状況について

スポンサーである株式会社新日鉄都市開発並びに王子不動産株式会社は不動産賃貸業を行っており、またスポンサーの保有する物件のタイプと本投資法人の保有する物件のタイプとが重複する可能性はあります。

ただし、前述の通り、パイプライン・サポートに関する協定書の内容は、スポンサーが自ら保有乃至は開発する不動産のうち、本投資法人の投資基準に適合する不動産又は適合する可能性のある不動産(以下「適格不動産」といいます。)を売却する際には本投資法人に速やかに情報提供するものであり、また、スポンサーが入手した第三者の物件情報については適格不動産について速やかに本投資法人に情報提供を行うものであり、明確な棲み分けがなくとも本協定書に従い有効な情報提供がなされると考えております。

また、物件の賃貸管理に関しては、株式会社新日鉄都市開発並びに王子不動産株式会社自体も自社若しくは新日本製鐵グループ又は王子製紙グループ保有物件についての賃貸管理事業を行っており、テナント誘致に際して競合関係が生じる可能性はあります。ただし、リーシング活動も含め投資法人の管理物件のパフォーマンス向上が不動産管理委託報酬に反映されるような工夫を行っております。

また、資産運用会社としては、定期的に賃貸管理会社のパフォーマンスを検証し、賃貸管理会社の見直しを行うことも表明しており、スポンサー企業に対する牽制機能を働かせております。

スポンサー企業の住友信託銀行株式会社については、他の投資法人とも不動産等の売却情報の提供に関する覚書を締結しておりますが、本投資法人への情報提供との優先劣後関係があるものではなく、それぞれの投資法人の投資基準に従い、適格不動産に関する情報を速やかに提供することを定めるものです。

なお、住友信託銀行株式会社の 100%子会社である住信不動産投資顧問株式会社では、不動産に関する私募ファンドの資産運用業務を行っており投資対象について重複する可能性があります。

ただし、本投資法人と住友信託銀行株式会社との間で締結しているパイプライン・サポートに関する協定書では、本投資法人の適格不動産の情報について速やかに提供を受けることを取り決めており、明確な棲み分けがなくとも本協定書に従い有効な情報提供がなされると考えております。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

①投資法人の役員の状況

平成 19 年 7 月 30 日現在

役職名	氏名	主要略歴	選任理由
執行 役員	土田 京一	<p>昭和 48 年 4 月 住友信託銀行株式会社入社</p> <p>昭和 63 年 7 月 株式会社住信基礎研究所出向地域開発研究部長</p> <p>平成 3 年 6 月 住友信託銀行株式会社</p> <p>平成 7 年 6 月 開発事業第一部 営業室長・事業推進室長</p> <p>平成 10 年 6 月 磐梯リゾート開発株式会社出向 財務経理部長</p> <p>平成 11 年 11 月 住友信託銀行株式会社 開発事業部長</p> <p>平成 15 年 6 月 同 不動産管理部長(改組)</p> <p>平成 16 年 10 月 同 本店支配人</p> <p>平成 17 年 10 月 トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 代表取締役社長</p> <p>平成 19 年 6 月 トップリート投資法人出向 執行役員就任(現任)</p> <p>平成 19 年 7 月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役退任</p> <p>同 顧問就任(現任)</p>	金融及び不動産に関する幅広い知識と経験ならびに銀行における店部経営実績を評価
監督 役員	栗林 康幸	<p>平成 4 年 4 月 弁護士登録(東京弁護士会)</p> <p>平成 9 年 6 月 由本・高後・森法律事務所所属弁護士</p> <p>米国ニューヨーク市クデール・ブラザーズ法律事務所アソシエイト弁護士</p> <p>平成 9 年 12 月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現在まで)</p> <p>平成 11 年 6 月 栗林法律事務所(米国クデール・ブラザーズ法律事務所との特定共同事業)弁護士</p> <p>平成 12 年 12 月 田中・高橋法律事務所所属弁護士</p> <p>平成 13 年 5 月 ユーワパートナーズ法律事務所パートナー弁護士</p> <p>平成 15 年 2 月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士(現任)</p> <p>平成 17 年 10 月 トップリート投資法人監督役員就任(現任)</p>	金融分野を専門とする弁護士として、幅広い知識と経験を有することを評価

監督役員	常山 邦雄	昭和 48 年 10 月 昭和 55 年 9 月 昭和 57 年 3 月 昭和 63 年 4 月 平成 13 年 6 月 平成 17 年 10 月	辻監査法人(合併して、現みすゞ監査法人)勤務 武蔵監査法人(合併して、現新日本監査法人)勤務 常山公認会計士事務所開業 常山公認会計士事務所所長(現任) 常山邦雄税理士事務所開業 常山邦雄税理士事務所所長(現任) 日本公認会計士協会東京会常任幹事(現任) トップリート投資法人監督役員就任(現任)	税務・会計を専門とする公認会計士として、幅広い知識と経験を有することを評価
------	-------	--	---	---------------------------------------

②投資法人執行役員の資産運用会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職	兼職理由	利益相反関係への態勢
土田 京一	顧問	法令上、本投資法人の執行役員は、役員会での業務執行状況の報告や、投資主総会における投資主への説明責任を負っている一方、資産運用会社は本投資法人に対し、委任契約の受任者として、委任事項に関して報告する義務を負っています。また、本投資法人の意思決定の大部分は、資産運用会社の助言を受け、本投資法人の判断において行われます。 以上から、資産運用会社と本投資法人が密接に連携し、情報を共有することが必要となります。 本投資法人の執行役員が資産運用会社の顧問を兼職することにより、資産運用会社と本投資法人が密接に連携し、情報を共有することにより、役員会及び投資主総会等における正確かつ十分な説明および迅速な運営が可能になると考えられます。	投資法人の執行役員は、資産運用会社の顧問であり取締役ではありません。 また、本投資法人の役員会は 1 名の執行役員のほか、2 名の監督役員で構成されており、監督役員については、弁護士、公認会計士といった何れも外部の有識者であり、十分な牽制機能を確保した形となっています。 さらに、資産運用会社は、投資法人の利益が害されることを防止するため、自主ルールとして「利益相反取引規程」を策定することにより、利害関係者との間での取引における利益相反を回避する仕組みを設けています。

③その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等(前②に記載された内容を除く)

現在のところ、他の兼任・兼職の状況はございません。

(2) 資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況

平成 19 年 7 月 30 日現在

役職名 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長 (常勤)	遠藤 晋民 <small>のぶひと</small>	昭和 53 年 4 月 平成 13 年 10 月 平成 14 年 6 月 平成 16 年 4 月 平成 18 年 4 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 7 月	住友信託銀行株式会社入社 同 不動産営業部次長 同 不動産情報開発部副部長 同 不動産管理部長 同 不動産情報開発部長 トッpriート・アセットマネジメント株式会社出向 取締役 同 代表取締役社長(現任)	住友信託銀行株式会社より出向
取締役 (常勤)	三谷 隆雄	昭和 56 年 4 月 平成 7 年 6 月 平成 11 年 7 月 平成 14 年 4 月 平成 15 年 7 月 平成 16 年 4 月 平成 16 年 10 月 平成 19 年 7 月	新日本製鐵株式会社入社 株式会社日鉄ライフ 経理部資金室長 新日本製鐵株式会社 都市開発事業部企画調整部企画グループマネジャー 株式会社新日鉄都市開発 経営企画部不動産ファイナンス・証券化企画グループリーダー 同 財務部資金グループリーダー兼務 同 経営企画部担当部長(兼)財務部資金グループリーダー トッpriート・アセットマネジメント株式会社出向 投資運用部長 同 取締役投資運用部長(現任)	株式会社新日鉄都市開発より出向

取締役 (常勤)	村田 耕治	昭和 57 年 4 月 平成 7 年 6 月 平成 8 年 10 月 平成 12 年 6 月 平成 16 年 6 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 7 月	神崎製紙株式会社入社 新王子製紙株式会社 財務部 調査役(平成 5 年 10 月 1 日王子製紙株式会社と合併) 王子製紙株式会社 総務部管財室 調査役(平成 8 年 10 月 1 日に本州製紙株式会社と合併) 同 総務部 グループマネージャー 同 経営管理本部財務部 グループマネージャー 王子不動産株式会社出向 トッpriート・アセットマネジメント株式会社出向 財務部長 同 取締役財務部長(現任)	王子不動産株式会社より出向
取締役 (常勤)	林 弘幸	昭和 60 年 4 月 平成 11 年 6 月 平成 13 年 10 月 平成 14 年 6 月 平成 14 年 10 月 平成 19 年 2 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 7 月	住友信託銀行株式会社入社 同 静岡支店 法人営業室 不動産課長 同 不動産営業部 主任調査役 同 不動産情報開発部 主任調査役 (改組) 同 不動産業務部 主任調査役 同 不動産業務部 不動産審査室長 トッpriート・アセットマネジメント株式会社出向 企画・管理部長 同 取締役企画・管理部長(現任)	住友信託銀行株式会社より出向

取締役 (非常勤)	向井田 努	昭和 49 年 4 月 平成 10 年 6 月 平成 13 年 1 月 平成 15 年 6 月 平成 16 年 10 月 平成 17 年 6 月 平成 18 年 6 月 平成 19 年 1 月 平成 19 年 6 月	王子不動産株式会社 入社 同 業務部 部長 王子グループ不動産流動化プロジェクト参画 同 執行役員 業務部長 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 王子不動産株式会社 常務執行役員 同 常務取締役 業務管掌、不動産管理事業担当 王子製紙保険サービス株式会社 取締役(非常勤) (現任) 王子不動産株式会社 常務取締役 不動産管理事業管掌(現任)	(兼職)
取締役 (非常勤)	北 俊夫	昭和 49 年 4 月 平成 6 年 6 月 平成 10 年 7 月 平成 14 年 6 月 平成 16 年 10 月 平成 17 年 4 月 平成 17 年 6 月	新日本製鐵株式会社 入社 同 本社財務部財務総括室長 同 都市開発事業部企画調整部長 株式会社新日鉄都市開発 取締役 トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 株式会社新日鉄都市開発 常務取締役(現任) 株式会社日鉄コミュニティ 監査役(現任)	(兼職)

取締役 (非常勤)	岩崎 洋充	昭和 62 年 4 月 平成 10 年 4 月 平成 12 年 8 月 平成 13 年 4 月 平成 15 年 11 月 平成 16 年 10 月 平成 19 年 6 月 平成 19 年 7 月	住友信託銀行株式会社入社 同 不動産営業部 調査役 同 不動産投資顧問部 調査役 同 不動産投資顧問部 投資顧問チーム チームリーダー 同 不動産投資顧問部 投資顧問グループ グループマネジャー トップリート・アセットマネジメント株式会社出向 企画・管理部長 住友信託銀行株式会社 不動産投資企画部長(現任) 住信不動産投資顧問株式会社 取締役(非常勤) (現任) トップリート・アセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤)(現任)	(兼職) (兼職)
--------------	-------	--	---	--------------

監査役 (非常勤)	小谷 和晴	昭和 47 年 4 月 平成 2 年 7 月 平成 5 年 6 月 平成 6 年 4 月 平成 8 年 7 月 平成 8 年 10 月 平成 11 年 6 月 平成 12 年 6 月 平成 15 年 6 月 平成 16 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 1 月	王子製紙株式会社 入社 同 日南工場業務部人事課長兼総務課長 同 副部長兼人事課長兼総務課長 同 春日井工場人事部副部長 同 本社人事部副部長 同 本社人事本部人事部副部長 同 人事本部長付主席調査役 同 人事本部長付上席主幹 王子不動産株式会社へ移籍 業務担当役員付上席主幹 同 業務担当役員付上席主幹 株式会社本州リビングセンターへ出向 常任監査役 王子不動産株式会社 常勤監査役(現任) 株式会社本州リビングセンター 非常勤監査役 トップリート・アセットマネジメント株式会社 監査役 (非常勤)就任(現任) 株式会社本州リビングセンター 非常勤監査役退 任 王子製紙保険サービス株式会社 監査役(非常 勤)(現任)	(兼職) (兼職)
--------------	-------	---	--	--------------

②資産運用会社の従業員の状況

資産運用会社の従業員数(使用人兼務取締役を含みます)、出向受入れ状況及び兼務の状況は以下の通りです。

平成 19 年 7 月 30 日現在

従業員数(名)・出向受入れの状況	兼務の状況
従業員 16 名	該当無し
内 出向(住友信託銀行株式会社) 7 名	
内 出向(株式会社新日鐵都市開発) 4 名	
内 出向(王子不動産株式会社) 5 名	

(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

<利益相反取引への対応>

資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、自己又は利害関係者との取引に係る利益相反取引規程を大要以下の通り定めています。

(イ) 法令等の遵守

資産運用会社は、利害関係者との間において、本投資法人の利益を害する取引又は不必要的取引を行ってはなりません。利害関係者と取引を行う場合は、投信法、投信法施行令、投信法施行規則及び利益相反取引規程の定めを遵守するものとします。

(ロ) 利害関係者

利害関係者とは次の者をいいます。

- a. 投信法第15条第2項第1号及び投信法施行令第20条に定義される、資産運用会社の「利害関係人等」に該当する者
- b. 資産運用会社の発行済み株式の100分の5超を保有している株主並びに当該株主の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)第8条第8項に定義される意味を有します。当該株主が同規則に定める財務諸表提出会社であるか否かにかかわらず、財務諸表提出会社とみなして関係会社を判断するものとします。)
- c. 上記a.若しくはb.の該当会社が不動産に関する資産運用委託契約を締結する、又は上記a.若しくはb.の該当会社の役員及び従業員が役員の過半数を占める等、その意思決定に関して上記a.又はb.の該当会社が重要な影響を及ぼしうると認められる特別目的会社(資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社を含みます。以下同じです。)
- d. 上記a.又はb.の該当会社が、その保有していた資産を証券化した際に設立した特別目的会社

(ハ) 利害関係者との取引

利益相反取引規程における取引は以下に規定するものをいい、取引条件の検証にあたっては、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常の同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、リスク・コンプライアンス委員会において十分な検証を行うこととします。

a. 運用資産の取得

- i. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者から不動産、不動産の賃借権、地上権及び不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託受益権を取得する場合は、利害関係者でない不動産鑑定士(法人を含みます。以下同じです。)から不動産鑑定評価書を取得することを要し、原則として当該不動産鑑定評価書に記載される鑑定評価額を超えて取得してはなりません。なお、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按

分精算額等を含まないものとします。

- ii. 資産運用会社からスポンサー企業への依頼に基づくウェアハウジング機能の提供等により、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合、前項にかかわらず、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
- iii. 利害関係者からその他の運用資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前2項に準ずるものとします。

b. 運用資産の譲渡

- i. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者に対し不動産、不動産の賃借権、地上権及び不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する不動産信託受益権を譲渡する場合は、利害関係者でない不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得することを要し、原則として当該不動産鑑定評価書に記載される鑑定評価額未満で譲渡してはなりません。なお、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、売却費用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- ii. 利害関係者へその他の運用資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は前項に準ずるものとします。

c. 運用資産の賃貸

資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ運用資産を賃貸する場合は、利害関係者でない第三者作成のマーケットデータ又は意見書等により市場水準を調査の上、当該マーケットデータ等の調査内容、個別特性等を勘案し、適正な条件で賃貸します。

d. 不動産管理業務委託

- i. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ不動産管理業務を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査の上、当該不動産の個別特性等を勘案の上妥当性を検証するものとし、委託料については、委託条件に係わる客観的な資料に基づき当該不動産の個別特性等を勘案の上、妥当性を比較検証し、適正な条件で委託します。
- ii. 取得する物件について、利害関係者が既に不動産管理業務を行っている場合は、取得後の不動産管理業務は当該利害関係者に委託することとしますが、委託料の決定については前項に準じます。

e. 運用資産の売買及び賃貸の媒介委託

- i. 資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ運用資産の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅建業法」といいます。）に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、提供業務の内容等を勘案して決定します。
- ii. 利害関係者へ賃貸の媒介を委託する場合は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、提供業務の内容等を勘案して決定しま

す。

f.工事等発注

資産運用会社が、資産の運用を行う本投資法人について、利害関係者へ工事等を発注する場合は、原則として、利害関係者でない第三者より見積書又は意見書等の検証資料を取得の上、当該内容、個別特性等を勘案し、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。

(二)利害関係者との取引に関する手続

本投資法人が利害関係者との間で、運用資産の取得、運用資産の譲渡、運用資産の賃貸又は運用資産に関する不動産管理業務等の委託に係る取引(以下「利害関係者との重要な取引」と総称します。)を行う場合は、下記の方法によるものとします。

- a. 利害関係者との重要な取引を含む議案について、コンプライアンス室において法令、社団法人投資信託協会の定める規則、本投資法人規約及び社内規程等に照らして審査した上で問題ないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会にて利害関係者との重要な取引について審議及び決議を行います。なお、当該取引の決議に際しては同委員会の出席委員全員の合意を必要とします。
- b. リスク・コンプライアンス委員会にて決議した後、投資運用委員会にて当該利害関係者との重要な取引について審議及び決議を行います。なお、リスク・コンプライアンス委員会で承認された条件より利害関係者に有利な条件で決議することはできません。
- c. 投資運用委員会にて決議した後、取締役会において当該利害関係者との重要な取引について審議の上決議します。ただし、当該利害関係者にて職務を有する取締役は決議に参加することはできません。

(ホ)本投資法人への報告

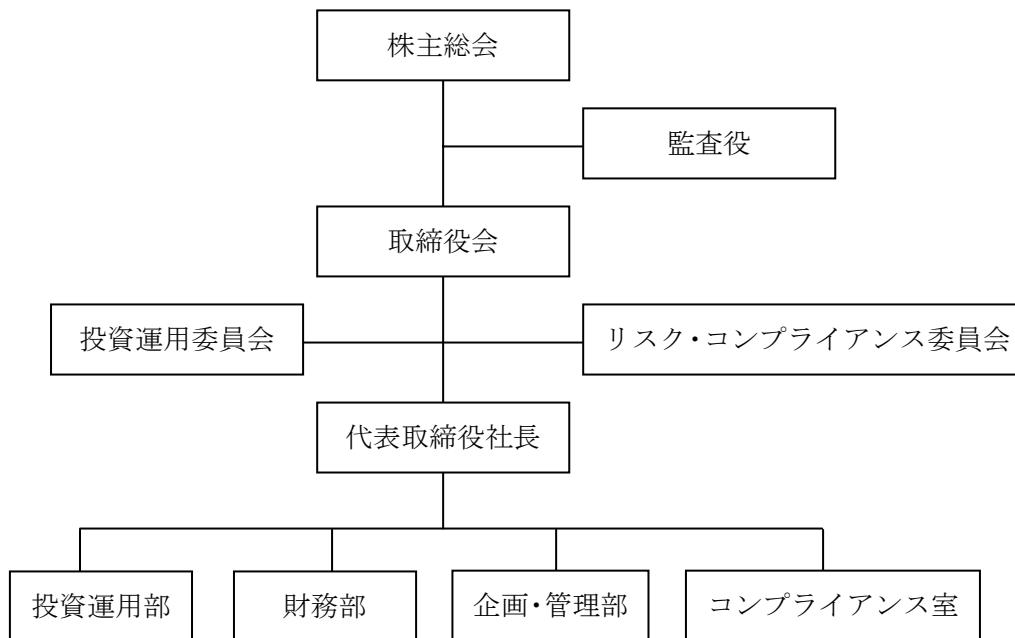
本投資法人が資産運用会社若しくはその取締役、資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、資産運用会社が運用の指図を行う投資信託財産又は利害関係人等との間において特定資産の売買その他投信法施行令で定める取引を行ったときは、投信法及び投信法施行規則の定めに従い、当該取引に係る事項を記載した書面を、本投資法人、資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、その他投信法施行令で定める者に対して交付するものとします。

<運用体制>

本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託して行います。

資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下の通りです。

資産運用会社組織図



資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社の各種業務は、投資運用部、財務部、企画・管理部及びコンプライアンス室の各部署に分掌され、投資運用部、財務部及び企画・管理部については、担当部長、コンプライアンス室についてはコンプライアンス室長が統括します。

また、資産の運用に関する審議を行う機関として投資運用委員会を、リスク管理及びコンプライアンスに関する審議を行う機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

(イ) 資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は、以下の通りです。

部署名	分掌業務
投資運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用ガイドラインのうちポートフォリオの構築方針、資産の取得、運営管理及び売却等に関する方針等に関する部分の原案の策定 ・ 投資法人の運用資産に関する中期運用計画の原案の策定(ただし、他の部に策定権限が属する部分を除きます。) ・ 投資法人の運用資産に関する年間運用計画の策定及び実行(ただし、他の部に策定権限が属するものを除きます。) ・ 投資法人の個別資産に関する取得又は処分案の策定及び実行 ・ 投資法人の運用資産に関する運営管理の実行 ・ 投資法人の運用資産に関する修繕の実行 ・ 投資法人の運用資産に関する運用評価 ・ 不動産市場の調査分析
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用ガイドラインのうち財務に関する方針等に関する部分の原案の策定 ・ 投資法人の中期運用計画のうちの中期資金調達計画(配当水準計画を含みます。)の原案の策定 ・ 投資法人の年間運用計画のうち投資口の追加発行、借入及び投資法人債の発行等を含む年間資金調達計画、余資の年間運用計画、年間配当計画等に関する部分の策定及び実行 ・ 投資法人の財務、経理及び決算 ・ 投資法人の開示書類策定 ・ 資産運用会社の財務、経理及び決算 ・ 資産運用会社の開示書類策定業務
企画・管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用ガイドラインの策定 ・ 投資法人の中期運用計画の策定 ・ 投資法人の経営計画の策定 ・ 投資法人の IR ・ 投資主対応及び投資主総会への対応 ・ 投資法人の秘書、人事、庶務及び涉外に関する事務 ・ 監督官庁、税務官署、各種協会その他諸団体への対応 ・ 監督官庁宛申請書、届出書等の提出 ・ リスク管理 ・ 資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営 ・ 資産運用会社の企画業務 ・ 資産運用会社の人事、総務 ・ その他各部室いずれにも属さない事務

コンプライアンス室	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関するリスク管理 ・ コンプライアンスに関する取組方針の策定と実行 ・ 資産運用会社各部からの起案事項に対するコンプライアンスに関する審査 ・ 資産運用会社の各業務に対するコンプライアンスの遵守状況の監査 ・ 資産運用会社の各部室の業務に対する内部監査(ただし、コンプライアンス室を除きます。)
-----------	--

(ロ) 委員会

各委員会の概要は、以下の通りです。

a. 投資運用委員会

委員	代表取締役社長(委員長)、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長(なお、コンプライアンス室長がオブザーバーとして投資運用委員会に同席します。)
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資運用ガイドラインに関する審議及び決議 ・ 投資法人の中期運用計画の審議及び決議 ・ 投資法人の年間運用計画の審議及び決議 ・ 投資法人の個別資産の取得と処分に関する審議及び決議 ・ 投資法人の運用資産の運営管理・修繕に関する重要な事項についての審議及び決議 ・ 投資法人の資金調達に関する審議及び決議 ・ 投資法人の決算及び配当に関する審議及び決議 ・ 投資法人の開示書類に関する審議及び決議 ・ 投資法人の運用資産の運用状況のモニタリング ・ その他付随する事項の審議
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の過半数の出席を要する。 ・ 決議は、出席委員の過半数による多数決の方法によります。なお、コンプライアンス室長は、本委員会の審議、決議の過程で法令、社団法人投資信託協会の定める規則、投資法人規約及び社内規程等(以下「法令等」といいます。)に照らして問題があると判断するときは、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

b. リスク・コンプライアンス委員会

委員	代表取締役社長(委員長)、コンプライアンス室長、財務部長、企画・管理部長、コンプライアンス室長が選定し 委員長が指名する外部委員として1名以上の社外有識者(注)
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に関するリスク管理及びコンプライアンス上の問題点に関する審議及び決議 <ul style="list-style-type: none"> － 投資運用ガイドラインの策定 － 本投資法人の中期運用計画の策定 － 本投資法人の年間運用計画の策定 － 利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引の実行 － 個別資産の取得又は処分、資金調達、運営管理の実行等に関する重要な事項(コンプライアンス室長 がリスク・コンプライアンス委員会における審議及び決議が必要と認めた場合を含みます。) ・ 資産運用会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制並びにこれらに関する取組方針の審議及び決議 ・ コンプライアンス及びリスク管理に関するモニタリング ・ コンプライアンスに関する重要な事項の審議及び決議 ・ 資産運用会社のマニュアルの制定及び改廃 ・ その他付随する事項の審議
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員の過半数の出席(ただし、コンプライアンス室長は必ず出席することを要します。) ・ 決議は、出席した委員の過半数による多数決の方法によります。なお、本委員会の審議において決議に反 対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会(開催を要する場合)に報 告されます。また、利害関係者との重要な取引の決議方法については全会一致の決議を要します。

(注) 本書の日付現在、リスク・コンプライアンス委員会の外部委員には、弁護士1名が就任しています。

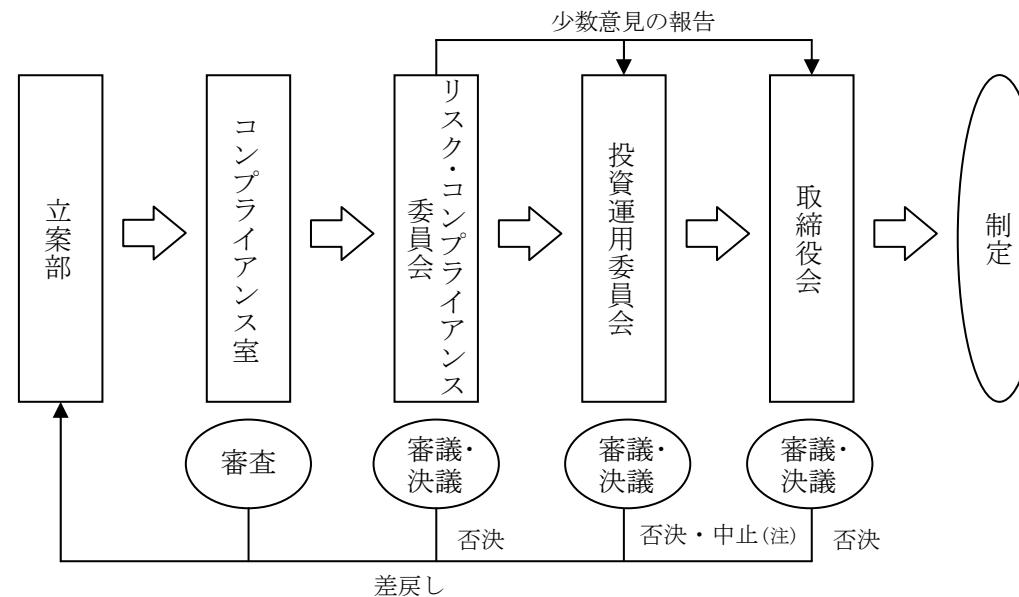
<投資運用の意思決定機構>

資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた資産運用会社として、投資運用ガイドラインを作成し、ポートフォリオの構築方針、資産の取得、運営管理及び売却等に関する方針、財務に関する方針、情報開示に関する方針及び利害関係者との取引方針並びにこれらに関する基準等の投資運用に関する基本的な考え方について定めます。

また、資産運用会社は、投資運用ガイドラインに従い、資産運用計画書等(中期運用計画及び年間運用計画をいいます。以下同じです。)を作成し、投資運用ガイドラインに定める投資方針、利害関係者との取引方針に従い、投資物件を選定し、その取得を決定します。

投資運用ガイドライン及び資産運用計画書等の制定及び変更に係る意思決定フロー並びに資産の取得及び売却に係る意思決定フローは、以下の通りです。

<投資運用ガイドライン及び資産運用計画書等の制定に係る意思決定フロー>



(注) コンプライアンス室長は、投資運用委員会における審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

(イ) 投資運用ガイドラインの制定に関する意思決定

資産運用会社は、本投資法人から資産運用の委託を受け、本投資法人の資産の運用に関する基本的な考え方に関して、本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針等に沿って投資運用ガイドラインを制定します。

投資運用ガイドラインは、(i) 投資運用部及び財務部が原案を作成し、企画・管理部において、資産運用会社としての総合的な適合性等の観点で検証し同部が立案します。(ii) 企画・管理部において立案された投資運用ガイドラインは、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会に付議され、審議後決議されます(なお、リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会に報告されます。)。(iv) その後、投資運用委員会に付議され、審議後決議します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。(v) 投資運用委員会において審議の上、決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議され、制定されます。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

投資運用ガイドラインについては、年に一度見直しを行うことを原則としますが、見直しの結果によっては変更を行わないこともあります。また、市況及び法制等が変動した場合等には機動的に見直しを行います。

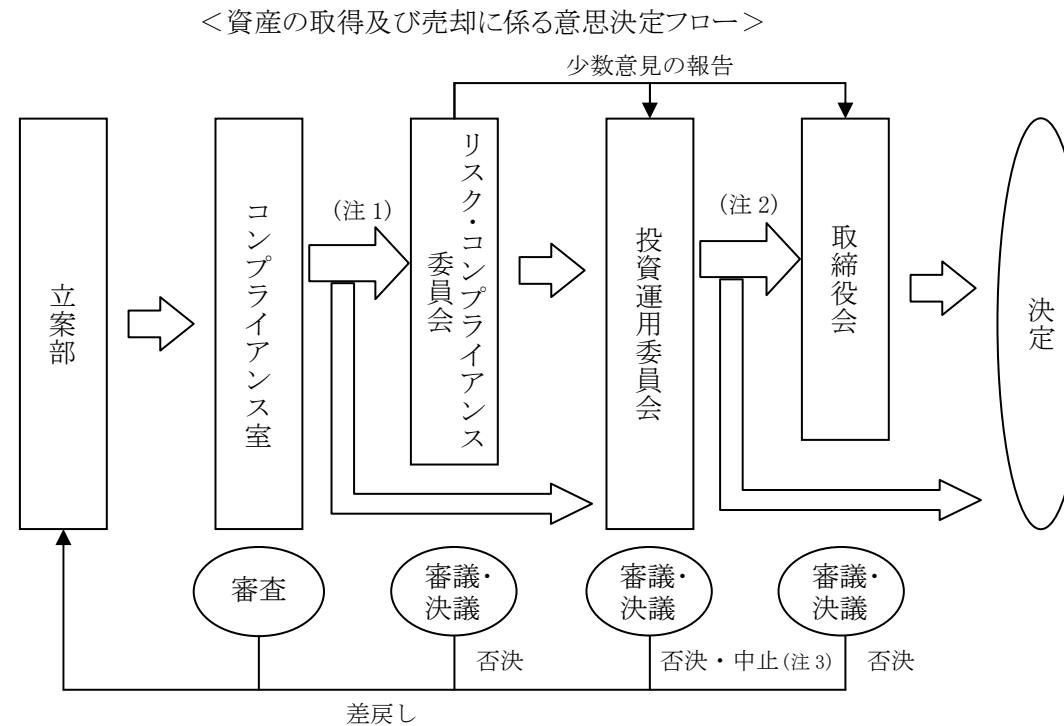
投資運用ガイドラインの変更は、上記の制定手続に準じて行われます。

(ロ) 資産運用計画書等の制定に関する意思決定

(i) 企画・管理部は、投資運用部、財務部と協議の上、投資運用ガイドラインに従い、中期運用計画(3年)を立案します。また、投資運用部、財務部は、協働して中期運用計画に則った年間運用計画を営業期間毎に立案します。(ii) 立案された中期運用計画及び年間運用計画は、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、リスク・コンプライアンス委員会に付議され、審議後決議されます(なお、リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会に報告されます。)。(iv) その後、投資運用委員会に付議され、審議後決議します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議、決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。(v) 投資運用委員会において審議の上決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議し、決定します。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

(ハ) 資産の取得及び売却に関する意思決定



- (注 1) 以下のいずれかに該当する場合にはリスク・コンプライアンス委員会に付議します。
 - ・利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引(この場合、全会一致の議決が必要)
 - ・コンプライアンス室長がリスク・コンプライアンス委員会での審議を必要と認める場合
- (注 2) 以下のいずれかに該当する場合には取締役会に付議します。
 - ・取得又は売却予定額が 100 億円超かつ本投資法人の総資産額の 10% を超える場合
 - ・資金調達計画(資金調達に関する最終意思決定は本投資法人の役員会にて行われます。)
 - ・利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引
- (注 3) コンプライアンス室長は、投資運用委員会における審議、決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

(i) 投資運用部は、資産の取得のために、投資運用ガイドライン及び年間運用計画に従い投資対象物件を選定し、当該投資対象物件の

取得を立案します。(ii) 投資運用部において立案された投資対象物件の取得は、コンプライアンス室に上程されます。(iii) コンプライアンス室において法令等に照らして審査した上で問題点がないと判断した場合、投資運用委員会に付議され、審議の上、決議し、決定します。なお、コンプライアンス室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議及び決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。なお、コンプライアンス室の審査において、同室長がリスク・コンプライアンス委員会での審議を必要と認める場合には、投資運用委員会への付議に先立ちリスク・コンプライアンス委員会での審議及び決議を要します。リスク・コンプライアンス委員会の審議において決議に反対する少数意見があった場合には、当該意見は投資運用委員会及び取締役会(開催を要する場合)に報告されます。また、利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引に該当する場合には、必ずリスク・コンプライアンス委員会に付議され同委員会において、出席委員の全会一致の決議を要します。(iv) また、投資対象物件に対する投資予定額が 100 億円超かつ本投資法人の総資産額の 10% を超える場合又は利益相反取引規程に定める利害関係者との重要な取引に該当する場合には、取締役会での決議を要し、投資運用委員会において審議の上、決議された後、取締役会へ上程され、審議の上、決議し、決定されます。(v) 資産の取得については、資金調達計画の決定を伴いますが、資金調達計画についても、上記(i)から(iv)の手続の後、取締役会に上程され、審議の上、決議されます。その上、更に、本投資法人の役員会に上程され、審議の上、決議され、決定されます。

なお、各手続において、問題点があるとの判断が下されたり、決議の結果否決された場合には、立案部に差し戻されます。

資産の売却に関しては、資産の取得と同様に、投資運用部で立案し、コンプライアンス室の審査を経て売却の是非についてリスク・コンプライアンス委員会(開催を要する場合)及び投資運用委員会で審議された後、取締役会(開催を要する場合)において両委員会での審議内容を精査して決議が行われます。リスク・コンプライアンス委員会及び取締役会の開催を要する場合並びに審議及び決議方法等の意思決定フローはすべて、資産の取得の場合と同様です。

②運用体制の採用理由

(イ) 利益相反取引に対する資産運用会社の取締役会が果たす役割について

資産運用会社の取締役会の構成員は現在のところ、常勤取締役 4 名および非常勤取締役 3 名の計 7 名となっております。また、全取締役ともスポンサー企業からの出向者または兼職者ですが、住友信託銀行株式会社、株式会社新日鉄都市開発、王子不動産株式会社の3社から取締役を受け入れ、また 1 社で過半数を超えない構成となっていることで牽制機能を確保しております。

また、本投資法人がスポンサー企業等利害関係者との間で、運用資産の取得、運用資産の譲渡、運用資産の賃貸又は運用資産に関する不動産管理業務等の委託に係る取引(以下「利害関係者との重要な取引」と総称します。)を行う場合は、取締役会において、当該利害関係者にて職務を有する取締役は決議に参加することはできないことを定めており、利益相反への対応を図っております。

(ロ) 委員会の社外委員について

リスク・コンプライアンス委員会において 1 名の社外委員を設置しております。

役職名	氏名	略歴
リスク・コンプライアンス委員会 社外委員	原田 崇史	平成 6 年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業 平成 8 年 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了 平成 11 年 司法研修所(第 53 期) 平成 12 年 弁護士登録(第一東京弁護士会)、阿部・井窪・片山法律事務所入所

社外委員には、不動産流動化案件等も手掛ける弁護士である原田崇史氏(スポンサー企業グループとの関係はございません。)が就任しておりますが、法律の専門家としての知識と経験等を踏まえた幅広い見地から委員会に参加することが期待されるとともに、牽制を効かしうる第三者として意思決定に対して影響を与えるといった形でガバナンスの強化に資するものと考えます。

また、本投資法人が利害関係者との間で、利害関係者との重要な取引を行う場合は、必ず、リスク・コンプライアンス委員会での審議及び決議を要しますが、当該取引の決議に際しては同委員会の出席委員全員の合意を必要とすることを定めており、決議要件を高めることで利益相反への対応を図っております。

(ハ) コンプライアンス責任者について

コンプライアンス責任者は、コンプライアンスに関する統括責任者として取締役会により選任され、コンプライアンス全般の企画・立案・推進を行うコンプライアンス室長を兼務しています。

役職名	氏名	略歴	
コンプライアンス責任者 コンプライアンス室長	よろ 丁 敏郎	昭和 56 年 4 月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入社
		平成 17 年 3 月	同 総務部 部長
		平成 19 年 3 月	住友信託銀行株式会社 入社 不動産投資企画部 審議役
		平成 19 年 3 月	トップリート・アセットマネジメント株式会社出向
		平成 19 年 4 月	同 コンプライアンス室長(現任)

運用上の意思決定プロセスにおいて、コンプライアンス室長がまず各議案の審議を行いますが、問題点があるとの判断が下された場合には、立案部に差し戻されます。また、同室長は、投資運用委員会にオブザーバーとして同席し、同委員会の審議及び決議の過程で法令等に照らして問題点があると判断する場合には、審議及び決議を中止し、立案部に差し戻すことができます。

このようにコンプライアンス室長の権限・機能を高めることで、法令遵守体制を確保しております。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

利害関係人等とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等を意味しますが、「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (3)利益相反取引への取組等 ①利益相反取引への対応方針及び運用体制 (ロ)利害関係者」において定めた利害関係者との取引を加えて記載しております。

①取引状況(第2期:平成18年11月1日～平成19年4月30日)

(単位:百万円、%)

区分	売買金額等(注1)(注2)	
	買付額等	売付額等
総額	17,560 (100.0)	—
	うち利害関係人等からの買付額	うち利害関係人等への売付額
	6,925 (39.4)	— (—)
利害関係人等との取引状況の内訳		
有限会社武蔵浦和リテール・プロパティ	4,335 (24.7)	— (—)
株式会社新日鉄都市開発	2,590 (14.7)	— (—)
合計	6,925 (39.4)	— (—)

(注1) 売買金額等は、当該不動産等の買付等に要した費用(売買媒介手数料、公租公課等)を含まない金額(信託受益権譲渡契約書等に記載された金額)を記載しております。

(注2) ()内の数値は、それぞれの総額に対する比率(%)を小数点第2位を四捨五入して記載しております。

②支払手数料等の金額(第2期:平成18年11月1日～平成19年4月30日)

(単位:千円)

区分	支払手数料等 総額 (A)(注1)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 B/A%((注3))
		支払先	支払金額(B)	
管理業務費	319,155	株式会社新日鉄都市開発	33,354	10.5
		株式会社日鉄コミュニティ	19,164	6.0
		王子不動産株式会社	44,367	13.9
		ネピアトレーディング株式会社	455	0.1
		住友信託銀行株式会社	1,250	0.4
信託報酬	19,643	住友信託銀行株式会社	15,348	78.1
信託報酬(取得時)	20,000	住友信託銀行株式会社	11,000	55.0
資産保管委託報酬	6,273	住友信託銀行株式会社	6,273	100.0
一般事務委託報酬	52,758	住友信託銀行株式会社	52,758	100.0
その他支払手数料	11,873	住友信託銀行株式会社	284	2.4
その他営業費用	1,956	株式会社新日鉄都市開発	1,000	51.1
		日鐵溶接工業株式会社	64	3.3
融資手数料	17,168	住友信託銀行株式会社	11,123	64.8
媒介手数料	449,110	株式会社新日鉄都市開発	130,000	28.9
		住友信託銀行株式会社	319,110	71.1

(注1) 上記記載の支払手数料等の金額には特定資産の取得原価に算入されている支払手数料等も含めて記載しております。

(注2) 上記記載の支払手数料等以外に、当期に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下のとおりです。なお当該支払額には、工事監理に係る報酬も含まれています。

株式会社新日鉄都市開発 1,520 千円

株式会社日鉄コミュニティ 3,477 千円

王子不動産株式会社 860 千円

(注3) 総額に対する割合B/Aの数値は、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

③賃貸借取引(第2期:平成18年11月1日～平成19年4月30日)

賃貸事業収入合計 (A)(注1) (千円)	利害関係人等との賃貸借取引状況		総額に対する割合 B/A(%) (注3)
	利害関係人等の名称	賃貸事業収入(注1) (B)(千円)	
4,526,193	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	497,616	11.0
	株式会社新日鉄都市開発	144,811(注2)	3.2
	日鐵住金建材株式会社	21,330	0.5
	日鉄保険サービス株式会社	18,252	0.4
	住信振興株式会社	13,506	0.3
	住信グローバルインベスターサービス株式会社	11,488	0.3
	王子木材緑化株式会社	6,480	0.1
	株式会社ニッケンフェンスアンドメタル	390	0.0

(注1) 賃貸事業収入合計には本投資法人保有資産全体の賃貸事業収入の合計額を記載し、賃貸事業収入欄には、当該利害関係人等より得られた賃貸事業収入を記載しています。また、賃貸事業収入合計及び賃貸事業収入は、賃貸借取引による賃料、共益費の他それに付随する水道光熱費、付加施設利用料、駐車場使用料などを含めた総額を記載しております。

(注2) 当該賃貸借取引は、株式会社新日鉄都市開発が一括して賃借し、マスターリース会社としてエンドテナントに転貸しているものも含まれています。なお、この転貸借には、エンドテナントの支払賃料がマスターリース会社の支払う賃料とされるいわゆるパススルー型のマスターリースと、エンドテナントの支払賃料に左右されない固定型のものがあります。

(注3) 総額に対する割合B/Aの数値は、小数点第2位を四捨五入して記載しております。

(2) 物件取得等の状況(第2期:平成18年11月1日～平成19年4月30日)

※ ①会社名・氏名 ②特別な利害関係にある者との関係 ③取得経緯・理由等

物件名 (所在地)	投資法人	前所有者・信託受益者	前々所有者・信託受益者	前々々所有者・ 信託受益者
深沢ハウスHI 棟 【所在地】 東京都世田谷 区深沢二丁目 1 番 2号	③本投資法人の投資基準に合致し、長 期にわたり高い収益性を確保できる物 件であるとの判断から取得しました。 取得価格は財団法人日本不動産研究 所より鑑定評価を取得(鑑定評価額: 10,500百万円)し、合理的な金額である と判断しています。	特別な利害関係にある者以外		
	10,635 百万円			
	平成 18 年 12 月			
武蔵浦和ショッ ピングスクエア 【所在地】 埼玉県さいたま 市南区別所七 丁目 3 番 1 号	③本投資法人の投資基準に合致し、長 期にわたり高い収益性を確保できる物 件であるとの判断から取得しました。 取得価格は大和不動産鑑定株式会社 より鑑定評価を取得(鑑定評価額: 4,350 百万円)し、合理的な金額である と判断しています。	①有限会社武蔵浦和リテール・プロパテ イ ②資産運用会社の主要株主である株式 会社新日鉄都市開発が匿名組合出資及 び資産運用を受託していた特別目的会 社 ③投資運用目的で取得	なし	
	4,335 百万円	—		
	平成 19 年 3 月	平成 17 年 11 月		
OAK PLAZA (オークプラザ) 【所在地】 東京都千代田 区神田淡路町 二丁目 10 番 6 号	③本投資法人の投資基準に合致し、長 期にわたり高い収益性を確保できる物 件であるとの判断から取得しました。 取得価格は株式会社中央不動産鑑定 所より鑑定評価を取得(鑑定評価額: 2,590 百万円)し、合理的な金額である と判断しています。	①株式会社新日鉄都市開発 ②資産運用会社の主要株主 ③投資運用目的で取得	特別な利害関係にある者以外	
	2,590 百万円	—		
	平成 19 年 3 月	昭和 58 年 3 月及び 平成 4 年 10 月		

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要

以下の選定基準で鑑定機関を複数選択し、案件毎に取得スケジュールに即した対応が可能な鑑定機関に依頼しております。

また、対象不動産の鑑定を既に行った実績がある場合は効率性を考え、当該鑑定機関に依頼する場合があります。

1. 投資判断に役立つ、マーケットを反映した的確な鑑定評価の能力があると思われること。
2. 上場J-REIT等における鑑定評価の実績があること。
3. 鑑定報酬が相応の水準であると思われること。
4. 反社会的勢力でないこと。当該取引相手先または当社の利害関係人でないこと。

平成 19 年 7 月 30 日現在

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY 深沢ハウスHI棟	財団法人 日本不動産研究所	東京都港区虎ノ門 1-3-2 勧銀不二屋ビル	不動産鑑定士 271 名 不動産鑑定士補 13 名 (同社 HP より)	前述の選定方針及び概要の通りです。
日本電気本社ビル 赤坂王子ビル ファーレイーストビル 日鉄本町ビル	株式会社 谷澤総合鑑定所	<本社> 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号(中之島セントラルタワー) <東京本社> 東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号(明治安田生命ビル)	不動産鑑定士 40 名 不動産鑑定士補 14 名 (同社 HP より)	前述の選定方針及び概要の通りです。
神田パークプラザ イトヨーカドー東習志野店 OAK PLAZA(オークプラザ)	株式会社 中央不動産鑑定所	東京都中央区日本橋三丁目 5 番 14 号	不動産鑑定士 21 名 不動産鑑定士補 6 名 (同社 HP より)	前述の選定方針及び概要の通りです。
相模原ショッピングセンター 武藏浦和ショッピングスクエア	大和不動産鑑定 株式会社	<本社> 大阪市中央区谷町 3 丁目 6 番 4 号(日土地谷町ビル) <東京本社> 東京都千代田区霞が関 3 丁目 7 番 1 号(大東ビル)	不動産鑑定士 48 名 不動産鑑定士補 17 名 (同社 HP より)	前述の選定方針及び概要の通りです。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

以下の選定基準でエンジニアリング・レポート作成機関を複数選択し、案件毎に取得スケジュールに即した対応が可能なエンジニアリング・レポート作成機関に依頼しております。

また、対象不動産のエンジニアリング・レポート作成を既に行った実績がある場合は効率性を考え、当該作成機関に依頼する場合があります。

なお、原則として当該建物の設計施工会社と異なるところを選定することが望ましいと考えております。

1. 的確なエンジニアリング・レポートの能力があると思われること。
2. 原則として、当該物件の設計・施工会社でないこと。起用する場合は、「第三者性」に留意する。
3. 上場J-REIT等におけるエンジニアリング・レポートの実績があること。
4. 報酬が相応の水準であると思われること。
5. 反社会的勢力でないこと。当該取引相手先の利害関係人があたらないこと。

平成 19 年 7 月 30 日現在

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
日本電気本社ビル ファーレイーストビル 日鉄本町ビル 相模原ショッピングセンター OAK PLAZA(オークプラザ)	株式会社 竹中工務店	<本社> 大阪市中央区本町 4 丁目 1-13 <東京本店> 東京都江東区新砂 1 丁目 1-1	総合建設業	前述の選定方針及び概要の通りです。
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY	株式会社 日建設計	東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18 番 3 号	建築の企画・設計監理、都市・地域計画およびこれらに関連する調査・企画コンサルタント業務	前述の選定方針及び概要に加えて、本物件が大規模一体開発の区分所有物件である等の特性を考慮し、元設計会社の 1 社である株式会社日建設計を選定しました。
赤坂王子ビル	鹿島建設 株式会社	東京都港区元赤坂 1-2-7	総合建設業	前述の選定方針及び概要の通りです。

神田パークプラザ イトヨーカドー東習志野店 深沢ハウスHI棟	清水建設 株式会社	東京都港区芝浦 1・2・3 シーバンス S 館	総合建設業	前述の選定方針及び概要の通りです。
武蔵浦和ショッピングスクエア	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋 2-18-3	建築基準法に基づく指定確認 検査業務 構造物及び建築物の調査・診断・評価等	前述の選定方針及び概要の通り。

(3) その他利益相反の可能性のある取引

元引受証券会社等からの物件取得等の取引等については、該当事項はありません。

(4) IRに関する活動状況

① IR スケジュール

本投資法人のIRスケジュールは以下の通りです。

- ・決算月 : 4月、10月
- ・決算発表(決算短信) : 6月、12月 決算短信を適時開示します。
- ・決算説明会 : 6月、12月 決算説明会を適宜開催するとともに、ホームページにより適宜情報開示します。
- ・資産運用報告発送 : 7月、1月

IR関係資料については、決算短信のほか、資産運用報告、有価証券報告書等についてもホームページにより開示します。

② 情報開示体制

適時開示体制概要書をご参照下さい。

③ 情報開示プロセス

適時開示体制概要書をご参照下さい。

④ IR活動方針

基本的には本投資法人のIR活動については、資産運用会社の企画・管理部が窓口的な役割を果たします。IR責任者である企画・管理部長のほか、資産運用会社の社長、各担当部長等が投資家のもとに直接出向き、決算に関する説明の外、投資法人の運用報告等につき情報開示を積極的に行うことにより、投資家とのリレーション構築に努めるものとします。主な活動時期は以下の通りです。

- (イ) 各決算発表後、それぞれ 6 月～7 月頃、12 月～1 月頃に定例 IR(国内機関投資家向け)を実施します。
- (ロ) その他、適宜、国内機関投資家向け IR を実施します。
- (ハ) 上記国内機関投資家向け IR の他、海外投資家向け IR や個人投資家向け説明会などを適宜実施します。

以 上